

各高齢者福祉施設 施設長 様
各介護サービス事業所 管理者 様

仙台市健康福祉局保険高齢部介護事業支援課長

令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

平素より本市の高齢者福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省老健局より令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出書新様式が示されました。令和6年度に新たな加算の算定を希望される場合、若しくは、現在取得している加算の区分を変更する場合には、本市ホームページに詳細を掲載しておりますので、ご確認の上届出書のご提出をお願いいたします（現在、算定している加算に変更がない場合には届出書のご提出は不要です。）。

なお、旧様式でご提出された場合、新様式への差替えをお願いすることになりますので、ご注意ください。

1. 仙台市ホームページ様式掲載ページ

ホーム > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 高齢者施設・介護保険などサービス > 居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス（事業者向け） > 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出について

<https://www.city.sendai.jp/shidodaini/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/kyotaku/todokedesho.html>

- ※ サービスにより様式が異なりますので、必ず提出するサービスの様式をご確認の上ご提出ください。
- ※ 算定する加算によっては、各種別紙様式や根拠資料等のご提出が必要な場合もございます。後日、添付書類一覧等も掲載予定ですので、ご確認の上、ご提出をお願いいたします。
- ※ 介護職員等处遇改善等处遇改善計画書につきましては、3月18日付で通知しております。
- ※ 現在報酬改定に係るお問い合わせを多数いただいておりますので、電話がつながりにくい状況となっておりますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 令和6年6月1日介護報酬改定に伴う、（介護予防）訪問看護、（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所リハビリテーションについては、詳細が分かり次第改めて通知いたします。

2. 提出期限

令和6年4月1日（月）【必着】

- ※ **郵送**又は**持参**にてご提出ください。持参にてご提出いただく場合は、期日の**午後5時まで**にご来庁ください。
- ※ 期日までにご提出されなかった場合、4月からの算定はできませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】

仙台市健康福祉局介護事業支援課

○入所系施設：022-214-8318（施設指導係）

○訪問・通所系事業所等：022-214-8192（居宅サービス指導係）

○居宅介護支援事業所等：022-214-8626（ケアマネジメント指導係）